

議案第37号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「理由が」を「理由その他特別の理由が」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐倉市介護保険条例第14条の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる理由に類する理由<u>その他特別の理由</u>があったこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（前項第5号に該当するときは、市長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げる理由に類する理由があったこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（前項第5号に該当するときは、市長が別に定める日）までに、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐倉市介護保険条例第14条の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。